

会 議 記 録

会 議 名	第1回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会	
開 催 日 時	令和4年6月2日（木）	
出 席 者	宇都宮市	副市長 酒井典久（委員長），行政経営部長 大竹信久， 総合政策部長 青木克之，理財部長 青木容子， 環境部長 船山伸一（副委員長）
	学識委員	青木隆夫委員，酒井保藏委員，錦慎之助委員， 藤原由房委員，藤原周史委員
公開・非公開	一部非公開（議事(2)に係るもの）	
会 議 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 議事 （1）クリーンパーク茂原の火災事故に関する事故対策委員会について （2）クリーンパーク茂原の火災について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>	

発言要旨（発言者は，発言順に委員A，委員B（以下同様）と表記）

委員長

議事（1）について，事務局から説明をお願いします。

事務局

－資料1を説明－

委員長

資料1の3までについて，御意見をいただきたい。

御意見がないので，資料1の3までについては資料に記載のとおりとする。

次に、資料1の4「会議の公開等」について、事務局から補足があればお願いします。

事務局

事務局案としては、本日の会議であれば議事(1)は公開、議事(2)は非公開とするなど、議事ごとに公開・非公開を決定するというものである。

委員A

本委員会の会議は、自由な議論を確保する必要があるため、非公開とすることが適切と考える。

委員B

非公開がよい。

委員長

会議の公開・非公開は、議事ごとに決定する。
また、本日の会議は、議事(2)からは非公開とする。

次に、議事録の形式・委員の名称表記・公開時期については、事務局案でよろしいか。

意見がないので、事務局案のとおりとする。

それでは、議事(2)に入るが、非公開となるため、記者・傍聴者は退席をお願いします。

－記者・傍聴者退席－

委員長

議事(2)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

－施設の概要を説明－
－資料2を説明－

委員長

事務局からの説明について、御意見等をいただきたい。

委員C

3点確認したい。

(1点目については、)クリーンパーク茂原の委託契約は、運転委託だ
と思うが、市と受託者の所掌範囲について、丁寧に整理する必要がある
と考える。

(2点目については,) 出火原因について, スプレー缶やライターなどの混入と推測しているとのことだが, ここ数年では, 危険ごみの中でも「リチウムイオン電池」由来の発火による火災が多い。危険ごみの扱いという形で, 例えばこういう衝撃があると発火するとか, 燃焼までにタイムラグがあるとか, それらも含めて検証のポイントにした方がいいと思う。

(3点目については,) 廃棄物処理法第21条の2の関連で, 国は廃棄物処理施設における事故対応マニュアルの作成を求めており, こちらの施設もきちんと作成されていると思うが, マニュアルどおりに作業できていたか, 整理した方がいいのではないか。

事務局

(1点目については,) 委託契約書においては, 受託者が防火管理者を選任することとしているが, 消防法第8条の管理権原者, いわゆる(消防法上の)施設自体の管理について権限を有する者は市であると認識しており, 今後の委員会において, 確認した内容をお示ししたい。

(2点目については,) 本市でも, (クリーンパーク茂原の焼却施設に隣接するリサイクルプラザにおいて,) リチウムイオン電池の混入による出火事例があるので, 委員の御指摘のとおり, リチウムイオン電池の危険性は認識している。

出火原因の追加調査については, クレーンが復旧しないとピットからごみを持ち出せないため, スケジュールがわかり次第, お示しする。

(3点目について,) 第一次消火マニュアルは, 防火管理者である受託者が作成し, 市が承認しているものである。火災時の行動が, マニュアルに基づき適正であったか, 次回の委員会において必要な資料をお示しする。

事務局

廃棄物処理法第21条の2に関連して, (クリーンパーク茂原で)作成しているマニュアルが国の指針に基づいているか, 現在, 検証している結果を第2回委員会でお示しするので, 適宜アドバイスをいただきたい。

委員D

(1点目,) 今回の火災事故は, ごみの攪拌作業も要因の一つと考えられるが, そもそも, ごみを攪拌する必要はあるのか。

(2点目,) 火災を検知するシステムは, どのような方式か, また, 検知場所はどこか。

事務局 (1点目について,)ピット内のごみをクレーンで攪拌するのは,焼却炉に投入するごみの質を均一にして,ごみのカロリーを一定にし,焼却炉の火力を一定に保つためである。また,併せて,投入されたごみの山をなだらかにしている。

委員D 夜間にやると危険なのではないか。ごみの攪拌作業を夜間を実施することの是非についても,今後検討する必要があると思う。

事務局 (2点目について,)火災検知システムの方式は,赤外線で検知しているものである。

委員C (検知器は)天井等に設置していると思われるが,建設の当時(設計時)として,火災検知システムの設計が適切だったか確認できると良い。

事務局 ごみピットにある火災検知システムは,消防法に基づくものではなく,独自のシステムである。検知場所や,具体的な検知方法などについては,次回までに資料をお示しする。

委員B 火災発報から50分程度経過してから所長が消防に通報しているが,119番通報の判断は誰がすることになっていたのか,そのあたりの情報を(検証項目として)入れた方がいいのではないか。

事務局 消防からもご指摘いただいている点であり,次回詳細をお示しするが,「ごみピット火災・第一次マニュアル(初期消火)」の中では,(初期消火で鎮火できない場合に119番通報することとしており,現段階においては,受託者はマニュアルどおりに行動していたと認識している。

委員A (1点目は,)消防法第24条の速やかな通報義務についてだが,消防としてはどの段階で通報することが適切と考えるのか。現マニュアルの,初期消火ができないときに通報するという点について,検討してもよいのではないか。

(2点目は,)発報より前に目視などにより,火災を覚知できたのではないか。発報より前に火災を覚知できる状態であったのであれば,(発報時に)適切な業務が行われていたのか確認した方がよい。

(3点目は,)業務委託契約書と仕様書で,責任範囲の記載が異なっているようにも読めるが,その関係性について整理してもよいのではないか。

事務局

(1点目について,消防局としては,)消火の必要があると思ったできるだけ早い段階で通報するよう広報している。通報のポイントなど助言していきたい。

(2点目の)火災報知システムについては,(記録を確認したところ,)正常に作動したのと考えている。

事務局

(3点目の)契約書等の責任範囲については,今後検討し,市としても法的解釈を検討していくので,ご助言いただきたい。

委員E

勤務体制が手薄な時間に攪拌作業を行っているというのが気になる。

消防が推察する火災発生時間から,火災発報まで2時間程度かかっているが,なぜか。

事務局

攪拌作業中,クレーンで(ごみを)つかむことによって,混入した危険ごみなどが接触し,出火したと推察している。また,火災発報までに時間を要した要因としては,ごみピットの下の方で出火し,表面に出てくるまである程度の時間がかかったのではないかと考え,(ピットにたい積されたごみの底あたりでくすぶっていた)火種が,ごみの表面まで広がる時間を考慮して,火災発生時間を推察している。

委員E

攪拌作業は,そんなに深いところまでやれるのか。

事務局

焼却炉は定期整備工事のため休止していたが,日中はごみを搬入していたので,攪拌は毎日行っていた。

委員E

ごみの搬入は24時間行っているのか。

事務局

搬入は16時30分までである。攪拌作業は,ごみの均質化を図るためと,搬入されたごみを平らにならす必要があるため,毎日行っている。

委員C

焼却施設におけるごみピットの攪拌は、ごみの均質化を図るための必要な作業である。また、ごみが搬入されているのであれば、ごみの積替え（攪拌作業）を夜間に行っても不自然ではない。（むしろ、）危険ごみなど、分別されていないごみが搬入されたことが問題であると思うが、出火原因の検証については難しいところだと考える。